「企業年金税制に関する重点要望」 説明資料

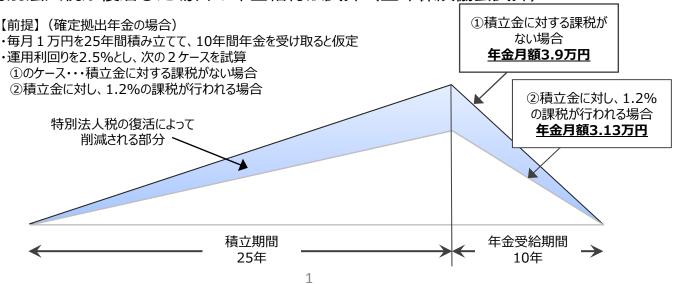
1. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

- > 来年3月末で課税凍結期限切れ
- ▶ 確定拠出年金(DC)・確定給付企業年金(DB)は、一度も課税されたことがない。 (1999年以降、現在まで課税凍結中)
- ■特別法人税の詳細

- 13737人7/CDC>20千小山				
項目	確定拠出年金(DC)		確定給付企業年金	
	企業型	個人型	(DB)	
課税対象	積立金 (運用益)		積立金※1 (運用益) ※1:従業員掛金分は対象外	
積立金額 (2012年度末)	74,500億円(企業型・個人型の合計)		500,259億円	
適用税率	積立金に対し特別法人税1.173%課税※2		従業員掛金分を控除した 積立金に対し特別法人 税1.173%課税※2	

※2:税率1.173%のうち、国税1%・地方税0.173%。厚生労働省の試算によると、凍結による税の減収額は 国税▲5,753億円、地方税▲995億円(2013年3月末時点)。

- ●特別法人税が課税された場合、**毎年積立金を毀損し、企業年金の安定 的な運営に悪影響**
- <u>将来の年金給付額は、特別法人税が復活すると、20%減少</u>(毎月1万円を25年間積み立てた場合、月3.9万円⇒月3.13万円)
- ■特別法人税が復活した場合の年金給付額試算(生命保険協会試算)



2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(1)拠出限度額の大幅な引き上げ

- ▶ 確定給付企業年金(DB)には拠出限度額の制約がない一方、DCの掛金拠出は、企業型・個人型で4つの限度額あり
- ➤ DCとは別に確定給付型の年金が有ると、大きな制約

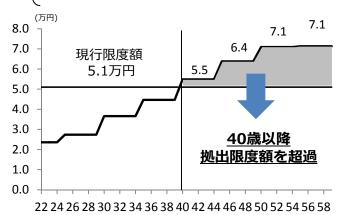
■ DCの拠出限度額

分類		拠出限度額	
DB		なし	なし
企業型年金 DC 個人型年金	小 类刑左会	確定給付型の年金制度を実施していない場合	月額 5.1万円
	正某空年金	確定給付型の年金制度を実施している場合	月額 2.55万円
	個人型年金	自営業者等(第一号被保険者)	月額 6.8万円
		確定給付型の年金制度も企業型年金も実施していない場合 (第二号被保険者)	月額 2.3万円

- 平均的な企業の賃金カーブや退職金水準を考えると、たとえば、中高年層 や役職の高い者の掛金が、企業型DCの拠出限度額を超過
- ●現在の拠出限度額では、DC中心の退職給付制度構築は困難

<年齢毎のDC掛金拠出額(年額)のイメージ>

- 煎・ DB制度を抜本見直し、DC中心の退職給付制度を構築(拠出限度額5.1万円のケース)
- ^提・ 大卒モデル退職金・モデル賃金(中労委)を前提にDC掛金を設計(注)



40才以降全年齢で拠出限度額超過

- 超過額は月最大約2万円
- 超過額累計は300万円を超える

本人にとって大きな不利益発生 DC制度改定にあたり、労使双方に とって非常に大きな障害

<注>DC掛金は、賃金水準にリンクして拠出することとする

DC掛金拠出額 = 賃金※1×定率※2

※1 賃金:「賃金事情等総合調査(中労委 2012年 大学卒、事務·技術労働者、総合職相当)」

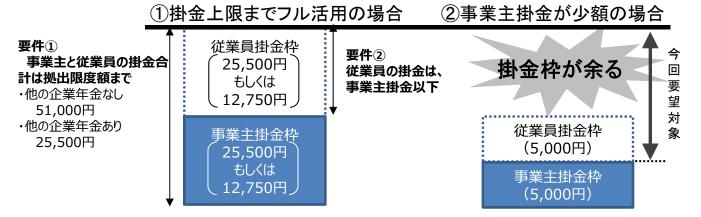
※2 定率: 60歳時モデル退職金額を最終到達点とし、想定利回りで割引き、11.2%に決定

・60歳時モデル退職金(大卒・事務技術): 2,678万円 「賃金事情等総合調査(中労委 2011年)」、DC想定利回り: 1.0%

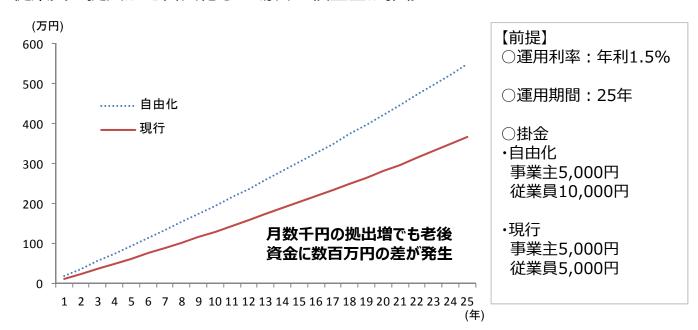
2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(2) 拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化

- ▶ 従業員本人の掛金額は、事業主掛金を超えてはいけない厳しい制約が設けられている。
- ■マッチング拠出イメージ



- ●従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、**事業主掛金が** 少額に留まる場合、自助努力による積立増を阻害
- ●マッチング拠出を導入する企業は、着実に増加 拠出限度額内でのマッチング拠出を完全自由化すれば、**従業員にとってD C加入のメリットは増し、自助努力のインセンティブ向上も期待**
- ■従業員の拠出額を自由化した場合の積立金額推移



2. 確定拠出年金(DC)に係る税制改正

(3) 中途引き出し要件の緩和

- ▶ 退職金や確定給付企業年金(DB)と異なり、DCは、貯蓄の性格を排除するため、退職した場合であっても、60歳未満での受け取りが厳しく制限されている。
- ■企業型DCの脱退一時金を受け取ることができる条件 以下、①~③のすべてを満たす必要がある。

NO	条件の概要		
1	個人別管理資産が、 1万5千円以下 であること		
2	他の企業型DCや個人型DCの加入者・運用指図者※ではないこと		
3	資格を喪失した日の翌月から数えて6か月以内であること		

[※]運用指図者とは、掛金を拠出せず、資産の運用指図のみを行う者。(例:転職先にDBが導入されているが、 DCが導入されていない場合など)

- DC・DB等わが国の企業年金は、退職金との関係が深く、企業の退職給付制度の一つとして活用
- <u>従業員側も、退職金に対するニーズが高く、退職直後の生活資金や公的</u> 年金支給までのつなぎ資産として活用可能。
- ⇒DCの中途引き出し要件を緩和し、退職金と同様に、**退職した時点での受け 取りも可能とすれば、労使双方から見たDCの魅力が増す。**